

岩手県告示第492号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第50条第2項の規定により、次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の認可があったものとみなされた。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画一団地の住宅施設整備事業（安渡地区）
- 3 事業地
 - （1）収用の部分 上閉伊郡大槌町安渡三丁目、大槌第28地割及び大槌第29地割の各一部
 - （2）使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 令和元年12月20日から令和3年3月31日まで
- 5 都市計画法第59条第1項の認可があったものとみなされた日 令和元年12月20日